

水道の水源水質保全を巡る紛争：

カナダ・大バンクーバー水道局水源林の事例について

Dispute over watershed management for protecting water quality:

A case of Greater Vancouver Water District, Canada

高橋卓也*

Takuya Takahashi

背景と目的

水道水の水源水質保全のための政策としてはさまざまなものがあるが、カナダ・大バンクーバー行政区水源林での政策は特に厳格なものである。約6万ヘクタールの水源林全域にわたって水道局の管理下におき、原則的に禁伐と定め、レクリエーション目的の立ち入りも禁じている。これらの方針が確立するまでには、さまざまな勢力の間での紛争、論争があった。本研究では、その紛争にともなう政策変動過程を説明し、水源林管理一般への示唆を得ることを目的とする。

研究の内容・方法

政策過程論の提唱連合枠組み (Advocacy Coalition Framework) を用いて、水源林政策の変動過程を説明する。提唱連合枠組みによると、特定政策領域の政策変動は、信念を共有する単数または複数の政策連合の対抗関係として説明できる。先行研究、文書、新聞報道、聞きとり調査からの情報をもとに、どのような政策連合が存在し、どのような対抗関係にあったかを発見することによって、政策変動を説明しようと試みた。

政策変動過程

現在の水源地区には、1886年に最初の取水施設が設置されたが、それ以降もその地区での鉱業、林業等の活動は続いていた。

1924年に設立された大バンクーバー水道局 (Greater Vancouver Water District; GVWD) は、衛生上の懸念から、水源地区の私有地の買い取りを進めていった。1930年と1944年には、州政府から999年契約で州有林を水源林として借受け、1936年からは、上水供給のみを目的とした管理が水源林に対してなされることとなり、一般の立ち入りは禁止されるようになった (現在までそれは続く)。

1967年には害虫の発生を契機として、齢級構成を改良するための商業伐採が始まる。その際、当初の州政府との契約を修正し、林業活動を可能にするための法的手続きがとられた。

1990年代初頭には、水源林での伐採に対し、水道水の濁りを引き起こす原因であるとして、環境保護団体からの抗議が向けられるようになった。1991年、管理計画の見直しを委託された科学パネルは、これまでの商業伐採に替えて、弱度の能動的管理方針 (= 伐採の継続) を提案した。しかし翌年、大バンクーバー水道局は、伐採のモラトリアム (暫時実

* 滋賀県立大学環境科学部 School of Environmental Sciences, The University of Shiga Prefecture
〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 TEL/FAX 0749-28-8329 E-mail: tak@ses.usp.ac.jp

施停止) を決定する。

上記の科学パネルが同時に提案した生態調査は 1992 年から 1999 年にかけて、委託を受けたコンサルタントにより実施された。総額 6 百万カナダドルを費やした結果、「伐採による水道水の濁りは起こらない」との結論を出した。しかし、水道局は 2002 年、一切の伐採を停止する管理方針を採択した。

主たる解明点及び結論

1967 年の水源林における商業伐採の導入、1990 年代の禁伐への動き、などの政策の変動を提唱連合枠組みを用いて説明した。開発連合（水道局内外の林業技術者）、環境連合（環境保護団体）の 2 つの連合間の力関係が政策の変動を説明することが分かった。また水源林の大半がブリティッシュコロンビア州政府からの借り受けであることが、水源林政策全体を大きく規制していることも判明した。

提唱連合枠組みの概念図

